

第14表 初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	58.6 %	(45.5) %	(54.5) %	- %	41.4 %	51.5 %	(32.9) %	(66.4) %	(0.7) %	48.5 %
	500人以上	90.4	(44.4)	(55.6)	-	9.6	90.3	(40.6)	(59.1)	(0.2)	9.7
	100人以上 500人未満	45.8	(49.1)	(50.9)	-	54.2	55.7	(30.5)	(68.3)	(1.2)	44.3
	100人未満	16.7	(33.3)	(66.7)	-	83.3	24.7	(26.7)	(73.0)	(0.3)	75.3
高 校 卒	計	53.5	(55.5)	(44.5)	-	46.5	32.8	(37.5)	(62.0)	(0.5)	67.2
	500人以上	74.3	(56.7)	(43.3)	-	25.7	58.7	(43.9)	(56.1)	-	41.3
	100人以上 500人未満	46.5	(54.9)	(45.1)	-	53.5	33.7	(34.2)	(65.1)	(0.8)	66.3
	100人未満	22.2	(50.0)	(50.0)	-	77.8	18.0	(36.9)	(62.7)	(0.4)	82.0

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	15,117円		12,711円	
配偶者と子1人	21,736円	(6,619円)	19,454円	(6,743円)
配偶者と子2人	27,149円	(5,413円)	25,778円	(6,324円)

- (注) 1. 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む。以下の級について同じ。）の職員は1人につき6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。